

第37回川口市景観形成委員会 会議録

日 時 令和7年8月12日(火) 開会 午前10時30分
閉会 午前11時30分

会 場 川口市役所 第一本庁舎 5階 501会議室

出席者 【委員】

(会長) 宇於崎 勝也 (副会長) 阿部 伸太
齋藤 伊久太郎 岩谷 和彰 杉山 朗子

事務局 【川口市】

技監兼都市計画部長	佐藤 貴彦
都市計画部次長兼都市計画課長	鈴木 巧
都市計画課計画推進係長	渡辺 拓也

1. 開 会

2. 議 題

(1) 新しい広告媒体の取り扱いに関する見直しについて

川口市景観形成委員会条例第8条第2項の規定により、会議の成立を宣言し、会長が会議の議長となり審議を開始する。(傍聴人0名)

(以下要約)

(委 員)

広告物の種類としてサインポールや広告板、広告塔など分類分けを教えてください。

(事 務 局)

川口市屋外広告物条例(以下、市条例という。)にて、定義づけしている。簡易的に説明すると広告物本体を支柱1本で支えているものをサインポール(以下、SPという。)として取扱い、支柱が複数又は2本で支えているものを広告板として取扱っている。なお、屋外広告物の業務移管をする際に、埼玉県屋外広告物条例をもとに市条例を策定しているため、埼玉県内では一般的にはこの取扱いとなっている。

(委 員)

SPや広告板について、許可地域における表示面積60㎡以下という基準を設けているが構造的にこの大きさでも可能なのか。この基準を作る際の参考根拠を教えてください。

(事 務 局)

SPにおいて、盤面1つで60㎡もあるとは思いますが、表示盤面が複数設置されて合計で60㎡という場合も考えられる。SP・広告物の表示面積基準である60㎡について、現在の基準では、通常の広告物の表示面積を60㎡まで許容している。また、設置されている従来の屋外広告物の本体がデジタルサイネージへ切り替わることを想定したため、同規基準を採用した。

あくまでも同表における基準はこれまでの基準を踏襲し一覧表を作成・検討したものであり、意見を伺うための素案として作成している。

(委 員)

白色の取扱いについて、明度の高い白について東京都内のいくつかの自治体ではN 8.5以下など数値を定めているところもあり、明文化の是非は判断できないが明度の高い白は避けてもらうという趣旨から数値による基準を設けてもよいのではと考える。

なお、高彩度色について例えば赤でも彩度10まで、青なら彩度8などこちらも数値による基準を設けてもよいかもしれない。

塗装色による彩度とは別に、ディスプレイなど画面から光を用いた色の表現を行う場合、高輝度設定にするとより色鮮やかに表現が可能になる。そこまで意識して基準をつくることは難しいかもしれないが、ある程度参考例として表記してもよいのではなか。

次に、画面の切替規制について、公衆に不快感や不安を与えるものは避けるという規定があるが、例えば、画面上に拳を突き出す、手を広げる、素早い動作をする、人物の顔が画面いっぱいにクローズアップされるといったものは、かなり周辺環境などへの影響が強いため避けてもらう方がいい。また、人物の顔も画面表示面積の何%までといった規制を盛り込むなどガイドライン上で何らかのかたちで言及し、市がチェックできるような工夫が必要である。

(会 長)

当該項目について、広告掲出者からの質問に対してその都度対応するのではなく、具体的な事前想定質問を事前に作成し備えておくべきではないかと考える。

(委 員)

11Pの規制・誘導基準イメージ内の画面切替速度について、「動画はゆっくりとした」という曖昧な表現の記載があり設置したい事業者と考えの相違が想定されるが、どのような基準を考えているのか。

(事 務 局)

現時点で基準は定まっていない。当該基準については他市の事例を収集し素案として記載していることもあり、今回の委員会での意見などを参考に設定していく予定である。

(委 員) プロジェクションマッピングについては5 Pにおける定義としてはどれにあたるのか。

(事 務 局) プロジェクションマッピングは現時点で5 Pのような分類わけをしていない。3 Pの欄外において図示したとおり「将来の課題」とし、分類としてもABC以外にあたるかもしれないので、将来的な課題として検討する。

(委 員) 8 Pで屋外広告物法第5条（広告物の表示の方法等の基準）における形状・面積・色彩・意匠「その他の表示方法の基準」という文言があるが、その他という部分の解釈で音・輝度を扱えないのか。

(事 務 局) 他自治体の規制について調査したが、他市条例においても規制が設けられていないことから、そのような解釈はできないのではないかと考えている。そのため、音・輝度についてはガイドラインによる誘導を考えている。

(委 員) 今後の検討事項として、プロジェクションマッピングについては建築物への投影方法だけでなく、路面への投影もあるのでこれについても考えて欲しい。

次に、法令解釈について現時点では他自治体の基準も調査して今回の基準になったと思うが、他自治体も法律や規制の解釈が明確でなく、音や輝度に対して規制が可能かどうかグレーゾーンとして触れていないだけという可能性もある。解釈次第で可能かどうか、もう少し調査してもらいたい。

(会 長) 国土交通省へ法解釈について、質問はしているか。

(事 務 局) 国土交通省への相談はしていない。

(委 員)

区域の区分について、市街化調整区域に関する方向性についても検討はしてほしい。また、商業地域については、明るく煌びやかなことは必ずしも悪いわけではなく、地域特性としての面白さがあるかもしれない。とはいえ、通学路は除外するといった対応は必要かもしれないので、区域の検討については慎重かつ丁寧にみていってほしい。

(事 務 局)

区域については、まず、市街化調整区域や第1種低層住居専用地域や第2種低層住居専用地域などにおいては、規制は強めても良いのではないかと考えている。次に、川口駅周辺では商業のエリアながらも近隣にタワーマンションや住居が点在しており、商業エリアでありながら一定程度の規制を設けても良いのではないかと考えている。また、西川口駅であれば繁華街として煌びやかなことは必ずしも悪いことではない一方で、川口駅同様に駅周辺には住宅が多いことから、そういった個々の地域の特性を踏まえて規制のバランスは考える必要があると考えている。

(委 員)

8Pにて、輝度に関して福岡市や金沢市等で規制を設けているという文言があるがどういったものか。

(事 務 局)

福岡市は「周辺環境に配慮した」というもの。金沢市については「過剰に明るくしないものとする」といったもので、両市とも数値による規制は設けておらず文言による誘導方法を取っていると調査している。

(委 員)

条例に基づく委員会への諮問形式をとっている自治体はあるか。

(事 務 局)

現時点での調査では、文言による誘導を確認しているのみであり、そういった項目についても聞き取り調査などで確認していきたい。

(委 員)

音や輝度・色に関する規制について、憲法上の表現の自由にかかわるため、先進的な基準を取り入れる場合、他の自治体動向は重要である。

憲法違反になるかどうかは対立利益との問題であり、例えば金沢市のように文化的な景観を守るために強い規制をするというのは許されることがありうるが、川口市で金沢市と同様の規制を作るとは難しいと考えられる。

参考にするべきは川口市と景観的に似ている自治体であり、そのような自治体で規制が増えてきた場合、裁判所でも社会的な影響を考慮し、慎重な判断が求められうる。そのような自治体で条例上の規制を強めていくような事例が増えてきた際には、改めて検討してほしい。

(委 員)

11Pの表は未定稿とはあるが、ある程度基準を作り上げており、さいたま市のガイドラインを参考にしているかと思うが、さいたま市の規制より厳しいものを作りたいのか、それよりも緩めたものにしたいのか。これまでの自治体調査なども踏まえてどのように考えているのか。

(事 務 局)

独自性を持った規制というよりは、現状設置している広告物と比較して、突出したイレギュラーな事例が出現する前に一定程度のルールを定めておくべきではないかと考えている。他自治体と比較して規制の強弱よりかは、現状ルールがない中で申請がなされたときを想定し、一定程度のルールを策定し規制誘導するべきと考えており、その具体的な中身については委員の意見などを参考に規制を検討していきたい。

(委 員)

参考事例として、銀座や歌舞伎町が一時期賑やかさを自粛した際に、それを寂しいという声もあがっていた。川口では、銀座などのような賑やかさをもたせた基準をつくる必要はないと思うが、住宅地を意識した規制誘導を図っていきたいと考えてよいのか。

(事 務 局)

川口らしさというところまで追求できるかわからないが、川口駅周辺のような住宅と商業が混在している状況を踏まえながら基準について検討を進めている。

(委 員)

規制誘導について、数値などによる明確な基準を設ける以外の方法として、システムというか決め方で問題を解決できないかと思っている。風致地区条例は受忍義務の範囲内での規制しかなく罰則や損失補償もない。なぜ、それでもやり切れると思うのか。それは風致地区協会といった組織をつくり関係者の合意で作り上げていくシステムになっているからで、今回の内容についても一方的につくるのではなく、地域住民と意見を出し合い基準を作り上げていく、それが地域の個性にもつながるかもしれない。そういったシステムを組み込むことで、ある地域では「周辺に配慮した」や「過剰」なという文言だけの規制が地域ごとで許容範囲が異なる枠組みがつけられるのではないか。そういった合意形成を経た基準は文言だけでも効果的と考える。

(会 長)

一方的な基準の決め方より、地域住民や地元の商店街関係者など広告物を出す側との対話をしながら、内容を詰めていくという場面があっても良いのではないかと考える。

(会 長)

最近の驚いた事例について、突き出し広告でキューブ型デジタルサイネージによる広告が出てきている。それは4面全てが広告盤面になっている。川口市の基準では表示面積に規制がないためどれだけ大きくしても問題がない。現実的には設置するための技術的な構造上の問題などはあるが、それを解消できればどれだけでも大きくできる。そうなったときに現状の規制内容のままでいいのか懸念している。

また、屋内広告物についても気になっており、これは屋外広告物法では規制ができず、デジタルサイネージについてもガラスの内側にあるものは全く規制ができない。新宿ではかなりの数がありどれも規制が掛かっていない状態で規制誘導ができていない。そういったものが将来的に問題になるのではと懸念している。広告物は多様化しており、川口駅前のららテラス川口のデジタルサイネージから音が出せることにも驚いている。

委員からもあったが、「こういうのはインパクトがありすぎるのでやめよう」というようなQ&Aを備えることは必要である。先行する自治体から事例収集をしながら詳細を詰めていって欲しい。もちろん、事細かに書きすぎると、法律への抵触も考えられるので気を付けてほしいが、改正後の現場対応時に回答に窮することのないよう、しっかりQ&Aは作りこんでおいてもらいたい。その方向に向けて各専門性を活かした委員からの意見・アイデアを取りまとめて、次回もしくは最終的なまとめとして進めて欲しい。

(委 員)

会長からのお話はその通りで、ガラスの屋内側にある広告物に関する規制がかからない。都内では駅近辺で特に発生しており、自治体によっては事業者からの提案内容次第では配慮するよう求めている。

(委 員)

輝度について、銀座では高層ビルの上層階では輝度が目立っていたのでそれを下げた事例を見たことがある。輝度に関する規制は建物全体を一律にみているが、ビル外壁のライティングにおける輝度も5階と15階とそれ以上の上層階だと、同じ輝度でも上層階のほうが影響が大きいため、抑えめにするなど工夫はしているようである。

また、ある路地では、屋内の照明でまぶしすぎ、歩行者への影響が大きいという事例があったが、その後明るさをおさえ、落ち着いた雰囲気になるようコントロールされた。人々が感じる輝度について、外的要因として道の広さや設置位置でも印象は違ってくる。規制値については11Pに記載しているが、実際に現場調査を通して輝度について実感してほしい。文言による誘導であっても、事業者と相談する際には役に立つため、事例集などをしっかりつくり、これを共有する形で進めていってほしい。

署 名

杉山 朗子

署 名

岩谷 和彰